

全日本学生弓道連盟 肖像権の取扱規程 (改正案)

2024年8月26日

第一章 総論

第1条 (目的)

本規程は、全日本学生弓道連盟（以下「本連盟」という）が主催する大会又は事業に参加又は関与する競技者、指導者並びにその他の関係者の肖像の取り扱いに関し、基本事項を定めることを目的とする。本連盟は大会関係者の肖像及びプライバシーの保護に最大限留意する（保護）とともに、本連盟の著作物の利用を促進し、学生弓道の振興をはかる（活用）。

第2条 (定義)

本規程で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本事業とは、本連盟が主催する大会又は事業をいう。
- (2) 競技者とは、本連盟に部員登録した者及び本事業に参加する者をいう。
- (3) 指導者とは、本事業に関与する監督、コーチ及び引率者をいう。
- (4) 本事業関係者とは、本連盟の役員、競技役員、運営委員、その他の各種委員、補助員、本連盟、本事業に関する機関及び競技団体の関係者をいう。
- (5) 肖像とは、人の容貌及び姿態並びに個人を特定し得る氏名、愛称、音声及び記録等をいう。
- (6) 肖像権とは、肖像をみだりに撮影若しくは記録され、又は、撮影若しくは記録された肖像を公表されない権利及び肖像のもつ財産的価値を排他的に支配する権利をいう。
- (7) 著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって本連盟が制作したYouTube配信動画、ポスター、各種SNSへの投稿等をいう。
- (8) 著作権とは、著作物を排他的に管理する権利をいう。

第二章 肖像権の管理

第3条 (肖像の管理)

本連盟は、次条以下に定める範囲で、競技者、指導者及び本事業関係者の肖像がもつ財産的価値を排他的に支配する権利を有し、適正に管理する。

第4条 (本連盟等による肖像の撮影)

- 1 競技者、指導者及び本事業関係者は、本連盟及び本連盟が認める企業、団体及び報道機関等が次の行為を行うことにつき、異議を述べない。
 - 2 本事業の開催期間中に、本事業の会場およびその周辺において、競技者、指導者及び本事業関係者の肖像を撮影し、又は記録すること。

第5条（使用許諾）

1 競技者、指導者及び本事業関係者は、本連盟及び本連盟が認める企業、団体及び報道機関等が次の各号の行為を行うことを許諾する。

使用目的

(1) 本連盟は前号により撮影または記録した肖像を、学生弓道発展のために営利及び非営利を問わず利用する。

範囲

(2) 使用範囲は日本世界を問わず、無制限とする。

方法

(3) 新聞、雑誌、ホームページ、ポスター及びSNS等に掲載し、テレビ及びインターネットで放映し、広告及び宣伝に利用する。

期限

(4) 無制限とする。

共有

(5) 第4条により、撮影又は記録した肖像を含む著作物を第三者に下記第8条で定められる過程を経て譲渡すること。

2 競技者、指導者及び本事業関係者は、前項による肖像の利用について、名目の如何を問わず一切の対価を請求しない。

3 本連盟以外の事業者、個人の写真撮影とその掲載等については、本連盟は関知しない。関係各法令を遵守する義務は、写真撮影者にあることを主張する。

第6条（使用料）

第5条の使用許諾の対価は無償とする。

第7条（権利の不行使）

1 競技者、指導者及び本事業関係者は、本連盟が第5条の範囲で競技者、指導者及び本事業関係者の写真、動画を使用する限りにおいて、肖像権、プライバシー権、パブリシティー権その他人格権の行使を行わない。

2 競技者、指導者及び本事業関係者は、本連盟に対し、本契約に基づいて撮影を行った動画及び写真について、印刷物やデータ等の提供を求めるることはできない。

第8条（第三者による本連盟に対する肖像利用申請）

1 本連盟は第4条第一項第一号により撮影又は記録した肖像を第三者に以下の過程を経て譲渡することができる。

(1) 本事業関係者、競技者及び指導者による本規程の承諾

(2) 第三者による肖像利用申請

(3) 本連盟による審査及び利用許可

2 第三者は肖像を含む複製可能なデータを二次的に他者に譲渡することはできない。

第9条（第三者による肖像の利用）

1 競技者、指導者及び本事業関係者は、本連盟の事前の書面による承諾のある場合を除き、本事業における自己の肖像を第三者に利用させてはならない。ただし、本人若しくはその親族が私的に利用する場合又は競技者及び指導者の所属大学がその責任において利用する場合を除く。

2 第三者が肖像を利用する場合、競技者・指導者・本事業関係者の肖像権にモザイク処理等、最大限配慮しなければいけない。

第三章 著作権の管理

第10条（著作権の管理）

本連盟は、次条以下に定める範囲で、著作権を排他的に支配する権利を有し、適正に管理する。

第11条（著作権の譲渡）

本事業関係者が本連盟広報担当として、肖像の撮影または配信活動を行う際、本連盟に対し、上記に肖像の撮影、配信に関わるすべての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。以下「本件著作権」という。）を譲渡する。

第12条（著作者人格権の不行使）

本事業関係者は本連盟または本連盟が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

第13条（本連盟による著作物の配布）

本連盟は学生弓道の振興のため、第三者が適切な用途で著作物を利用する場合に限り、第8条第一項に則り著作物を配布することができる。

第四章 その他

第14条（本規程の承諾）

1 競技者及び指導者は、本事業の参加登録または参加申込の提出により、本規程を承諾したものとする。

2 本事業関係者は、本事業に関与することが決定したとき、本規程を承諾したものとする。

3 前二項に規定する以外の者は、本事業会場に来場したとき、本規程を承諾したものとす

る。

4 本連盟は本事業関係者及び競技者及び指導者がその肖像管理について配慮を要する場合、モザイク処置等適切な処置をとる。

5 この場合においては、配慮を要する者は、本連盟に対し、本連盟の指定する方法に従つて申請を行わなければならない。

第 15 条（権利の侵害）

本連盟、競技者、指導者及び本事業関係者は、本連盟の著作物を用い、競技者、指導者または本事業関係者の肖像権を侵害する行為に対して、必要に応じて共同して対処するものとする。

第 16 条（本規程に属さない事項）

本規程に定めのない事項が発生した場合は、原則として本連盟役員の協議・決定により解決するものとし、競技者、指導者及び本事業関係者は当該決定に従うものとする。

第 17 条（改廃）

本連盟は、必要があると認めるときは、中央委員会の決議により本規程の全部または一部を改訂し、又は廃止することができるものとする。本規程は改正前に撮影または記録された肖像に効力を及ぼさない。

第 18 条（違反時の措置）

競技者、指導者及び本事業関係者が本規程に違反したときは、本連盟は、損害賠償請求等の法的措置その他本連盟が相当と認める措置をとることができる。

(附則)

本規程は令和 6 年 9 月 1 日より施行する。